



きゅうふさぶり

制度改正
特集号

● 掲載内容

TOPIC 1 制度改正の内容を理解しましょう

TOPIC 2 介護保険課からのお知らせ

給付適正化で！



発行のごあいさつ

日頃より町田市の介護保険事業にご理解ご協力いただきまして誠にありがとうございます。
介護給付費を過不足なく、皆さんに適正に給付していくために、町田市では介護給付の適正化事業を行っております。

しかし、町田市の介護サービスの利用人数は約1万5千人となっております。行政の適正化事業だけでなく、皆さん一人一人が適正なケアプランを作成していただくことこそが一番大切です。

～適正化の最前線はケアマネジャーの皆さんです！～

この「きゅうふさぶり」はそんなケアマネジャーの皆さんが適正なプランを作成する上で、考え方の一助になればと思い、発行させていただきますので、ご一読のほどよろしく願いいたします。

制度改正の内容を理解しましょう

平成30年度介護報酬改定（制度改正）では、団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、国民1人1人が状態に応じた適切なサービスを受けられるよう、質が高く効率的な介護の提供体制の整備を推進し、改定率は全体で+0.54%となりました。

地域包括ケアシステムの推進

中重度の要介護者も含め、どこに住んでいても適切な医療・介護サービスを切れ目なく受けることができる体制を整備

自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現

介護保険の理念や目的を踏まえ、安心・安全で、自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスを実現

多様な人材の確保と生産性の向上

人材の有効活用・機能分化、ロボット技術等を用いた負担軽減、各種基準の緩和等を通じた効率化を推進

介護サービスの適正化・重点化を通じた制度の安定性・持続可能性の確保

介護サービスの適正化・重点化を図ることにより、制度の安定性・持続可能性を確保

そこで今回は、制度改正によりケアマネジャーの皆さんが特に関わる部分を整理していきましょう。

居宅介護支援事業所の管理者要件の見直し

主任ケアマネジャーが管理者要件に

人材育成の取組を促進するため、居宅介護支援事業所の管理者は主任ケアマネジャーであることが要件になりました。（2021年3月31日までの経過措置期間あり）

主任ケアマネジャーになるには、東京都での研修修了が必要であり、研修を受講するには、東京都の受講要件を満たした上で、市での推薦が必要になります。

市の推薦にあたっては、

- ・ケアマネジメントの質の向上・担保を図るため、今後も選考を行います。
- ・主任ケアマネジャーの役割を理解した上で、ケアマネジャーの指導・助言を行うことができ、町田市の事業にご協力いただける方を推薦します。

訪問介護（生活援助中心型）の位置づけについて

通常よりかけ離れた回数の訪問介護は見直しの検討を

自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、ケアマネジャーが、通常のケアプランよりかけ離れた回数※の訪問介護（生活援助中心型）を位置付ける場合には、その利用の妥当性を検討し、訪問介護が必要な理由を記載したケアプランを市町村に届出する必要があります（2018年10月から施行。10月以降に作成又は変更したケアプラン）。提出先や提出方法に関しては別途連絡いたします。

※要介護1：27回 要介護2：34回 要介護3：43回 要介護4：38回 要介護5：31回

生活援助の回数の多いものであっても、真に必要なものであれば、必ずしも不相当ではありませんが、現段階で該当しているものについては、利用者への説明と、サービス内容の見直しの検討をお願いします。その際、地域資源へも目を向けてみてください。

医療サービス利用の希望者のケアプランは主治医等に交付を

ケアマネジャーは、利用者が医療サービスを希望している場合、利用者の同意を得て、意見を求めた主治医等に対してケアプランを交付しなければなりません。

なお、利用者の同意の取り方は、重要事項説明書等に追記するか、経過記録に同意を得た記録を残しておくことが望ましいです。

また、サービス事業所等から提供を受けた利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報や、ケアマネジャー自身が把握した状態等で、主治医等の助言が必要であるとケアマネジャーが判断したものについて、主治医等に提供する必要がある。

提供する情報の具体例

- ・薬が大量に余っている又は複数回分の薬を一度に服用している
- ・薬の服用を拒絶している
- ・口臭や口腔内出血がある
- ・食事量や食事回数に変化がある
- ・皮膚が乾燥していたり湿疹等がある
- ・リハビリテーションの提供が必要と思われる状態にあるにも関わらず提供されていない
- ・使いきらないうちに新たに薬が処方されている
- ・体重の増減が推測される見た目の変化がある
- ・下痢や便秘が続いている

入院時情報連携加算でのケアマネサマリーの活用

迅速な情報提供にケアマネサマリーの活用を

入院時情報連携加算の算定にあたり、7日以内の情報提供（訪問による）⇒3日以内の情報提供（提供方法問わない）と、より迅速な医療・介護連携が求められるようになりました。しかし、口頭でのやりとりがない方法で情報提供を行った場合には、相手方が受け取ったことを確認するとともに、確認したことについての記録が必要になります。

よって、情報提供の際には、原則、訪問によるケアマネサマリーをご活用ください。

契約時の説明

文書交付・口頭説明のみでなく、必ず署名を

利用者の意思に基づいた契約であることを確保するため、ケアマネジャーは、

- ・ケアプランに位置付けるサービス事業所について、利用者は複数の事業所の紹介を求めることが可能であること
- ・その事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能であること

の説明が義務になり、違反した場合は報酬が減額になります（所定単位数の50/100に相当する単位数（運営基準減算））。

利用者や家族への説明は、文書の交付に加えて口頭でも行い、それを理解したことについて署名を得る必要があります。

また、利用者が医療機関に入院する際に入院先と連携を図るため、利用者や家族に対して、入院時に担当ケアマネジャーの氏名や連絡先を入院先に提供するようあらかじめ依頼しておく必要があります。

入院先へ渡しやすいよう、ケアマネの名刺、介護と医療の被保険者証と一緒に保管してもらうようにしましょう！



末期の悪性腫瘍の利用者に対するケアマネジメントプロセスの簡素化

初回の担当者会議の開催は必要です

著しい状態の変化を伴う末期の悪性腫瘍の利用者については、主治医の助言を得ることを前提として、担当者に対する照会等により意見を求めることで、ケアマネジメントプロセスの簡素化を図れます。ここでいう主治医とは、利用者の最新の心身の状態、受診中の医療機関、投薬内容等を一元的に把握している医師のことです。

なお、初回のサービス担当者会議の開催は必要です。

末期の悪性腫瘍と診断

末期の悪性腫瘍と判断された場合であって、日常生活上の障害が1か月以内に出現すると主治医が判断した場合

アセスメント

→サービス担当者会議
→利用者の同意・交付

主治医の助言を得た上で状態変化を想定し、今後必要と見込まれるサービス事業者を含めた会議を実施

予測される状態変化と支援の方向性について確認の上、ケアプランを作成

状態変化A

利用者の状態変化を踏まえ、主治医の助言を得た上で、介護保険サービスの修正について、①サービス担当者、②利用者又は家族の了解を得る。

状態変化B

サービス担当者会議の招集は省略可能

居宅療養管理指導におけるケアマネジャーへの情報提供

利用者の状態に変化がない場合にも、情報提供を

医師、歯科医師又は薬剤師による居宅療養管理指導について、ケアマネジャーへの情報提供は必要ですが、月に複数回行う場合であっても、情報提供は毎回行うことが必要です。なお、利用者の状態に変化がなければ、変化がないことの情報提供や、利用者や家族に対して往診時に行った指導・助言の内容の情報提供を受けてください。

理学療法士等による訪問看護での、訪問看護費の算定について

予定されていた訪問看護の場合のみ算定可能です

理学療法士等による訪問看護において、少なくとも3か月に1回程度は当該事業所の看護職員が訪問する必要があります。看護職員による訪問については、必ずしもケアプランに位置づけ、訪問看護費の算定までを求めるものではありません。

訪問看護費の算定が想定されるのは、以下に該当する場合です。

- ① 目標達成のために必要な支援であるとケアマネジャーが判断し、サービス担当者会議で妥当性が確認されているサービスが行われること（単なるモニタリングではない）。
- ② その内容を利用者や家族に説明し、同意を得ていること。
- ③ 予定された支援であり、実績によって追加されるものではないこと。
- ④ 2か所以上の事業所が同一内容の支援を行う場合、複数の事業所が行う必要性（根拠）が明らかであること。



なるほど、看護職員が訪問したからといって、訪問看護費を算定できるものではないのね

介護保険課からのお知らせ

2018年度から介護保険負担限度額認定制度の案内をお願いします

介護保険負担限度額認定制度は、毎年7月31日が有効期間となっているため、毎年更新申請する必要があります。

2018年度以降、更新通知のお知らせは発送しませんので、利用者や家族へ更新申請の案内をしていただくようお願いいたします。（6月19日から受付開始予定）

なお、更新時期には市から事業所宛に、更新に関するお知らせをメールでお送りいたします。

2018年8月から利用者負担の割合が変わります

介護保険負担割合証に記載されている利用者負担の割合は、1割または2割でしたが、一定以上の所得がある方については3割になります。介護保険負担割合証は7月中にお送りする予定です。

なお、高額介護サービス費での支給があるため、3割負担対象者の負担額が必ずしも上がるわけではございません。

「老計10号」が見直されました

身体介護における「自立生活支援のための見守りの援助」の明確化を行うため、該当する行為の例が8種類追加され、重度化防止やIADL、QOLの向上が新たに位置づけられました。

混合介護について厚労省が通知を出す予定です

介護保険適用のサービスと保険外のサービスを組み合わせる「混合介護」について、ルールの具体的な運用を明確化できるように、厚生労働省は、一覧性・明確性を持たせた通知を2018年度上期中に出す予定です。

居宅介護支援事業所の指定権限が市町村に移譲されました

2018年4月から居宅介護支援事業所の指定権限が、都道府県から市町村に移譲されました。

事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、変更届を10日以内に町田市いきいき総務課へご提出ください。

居宅介護支援事業所への実地指導の件数を増やします

町田市では指導監査体制を強化するため、2018年4月から地域福祉部指導監査課を設置しました。設置にあたり介護保険事業適正化に向けた取組み強化の一環として、実地指導件数を段階的に増やしていく予定です。各事業所につきましては、今後とも適正な事業運営をよろしく申し上げます。

スケジュール

- 2018年6月19日（火）予定 介護保険負担限度額認定申請 受付開始
- 2018年7月1日（日）予定 第7期町田市介護保険事業計画市民説明会
- 2018年7月2日（月）予定 介護保険料決定（納入）通知書の発送
- 2018年7月12日（木）予定 介護保険負担割合証の発送



給付適正化で！



<編集・発行元>

町田市役所介護保険課給付係 適正化担当

住所：町田市森野2-2-22

電話：042-724-4366